

新旧対照表

沖縄県港湾管理条例（昭和47年沖縄県条例第55号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 港湾区域 法第33条第2項において準用する法第4条第4項又は第8項の規定による同意又は届出の<u>あつた</u>区域をいう。</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) 港湾施設 法第2条第5項に規定する港湾施設及び同条第6項の規定に基づき国土交通大臣が認定した施設で<u>あつて</u>、県が管理するものをいう。</p> <p>(4)～(6)（略）</p> <p>第2条の2～第5条（略） （船舶の移動命令等）</p> <p>第5条の2 知事は、港湾施設の利用の増進を図るために必要があると認めるときは、係留、停泊又は停留している船舶に対し離岸、<u>転びよう</u>又は移動を命ずることができる。</p> <p>第5条の3～第6条の2（略）</p>	<p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 港湾区域 法第33条第2項において準用する法第4条第4項又は第8項の規定による同意又は届出の<u>あつた</u>区域をいう。</p> <p>(2) 港湾隣接地域 法第37条第1項の規定により知事が指定する区域をいう。</p> <p>(3) 港湾施設 法第2条第5項に規定する港湾施設及び同条第6項の規定に基づき国土交通大臣が認定した施設で<u>あつて</u>、県が管理するものをいう。</p> <p>(4) 宜野湾港マリーナ 宜野湾港の港湾施設のうち、スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供する施設及び港湾環境整備施設をいう。</p> <p>(5) 与那原マリーナ 中城湾港（西原与那原地区）の港湾施設のうち、知事が定める区域内にあるスポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供する施設及び港湾環境整備施設をいう。</p> <p>(6) 西原・与那原マリパーク 中城湾港（西原与那原地区）の港湾施設のうち、知事が定める区域内にあるスポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供する施設及び港湾環境整備施設をいう。</p> <p>第2条の2～第5条（略） （船舶の移動命令等）</p> <p>第5条の2 知事は、港湾施設の利用の増進を図るために必要があると認めるときは、係留、停泊又は停留している船舶に対し離岸、<u>転びよう</u>又は移動を命ずることができる。</p> <p>第5条の3～第6条の2（略） （施設の使用許可）</p>

第7条 (略)**第8条** (略)**第8条の2～第11条** (略)

(権利義務の承継等)

第12条 使用者について、相続、合併又は分割が**あつた**ときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により第7条第1項の許可に係る地位を承継した法人は、当該使用者の港湾施設に係る権利義務を承継する。

2 前項の規定により権利義務を承継した者は、その承継の**あつた**日から起算して14日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

第13条 (略)

(原状回復の義務等)

第14条 使用者は、港湾施設の使用を**終わった**とき又は前条の規定により許可を取り消されたときは、自己の負担において、知事が指定する期日までに当該港湾施設を原状に回復し、関係職員の検査を受けなければならない。ただし、知事がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

第15条 使用者又はその代理人若しくはこれらの使用人の責めに帰すべき理由により、港湾施設を滅失又は**毀損**したときは、使用者は、知事が指定する期日までに当該港湾施設を原状に回復し、関係職員の検査を受けなければならない。ただし、知事が定める損害額を賠償したときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第16条 次に掲げる港湾施設（以下「指定管理港湾施設」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体

第7条 港湾施設（宜野湾港マリーナ、与那原マリーナ及び西原・与那原マリンパークに係るものを除く。以下この節において同じ。）を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた者が、その許可に係る事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 知事は、前項の許可をするに当たり、必要な条件を付することができる。

(使用料)

第8条 前条第1項の規定により許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2に掲げる使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、知事が特に認めた場合は、この限りでない。

第8条の2～第11条 (略)

(権利義務の承継等)

第12条 使用者について、相続、合併又は分割が**あつた**ときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により第7条第1項の許可に係る地位を承継した法人は、当該使用者の港湾施設に係る権利義務を承継する。

2 前項の規定により権利義務を承継した者は、その承継の**あつた**日から起算して14日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

第13条 (略)

(原状回復の義務等)

第14条 使用者は、港湾施設の使用を**終わった**とき又は前条の規定により許可を取り消されたときは、自己の負担において、知事が指定する期日までに当該港湾施設を原状に回復し、関係職員の検査を受けなければならない。ただし、知事がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

第15条 使用者又はその代理人若しくはこれらの使用人の責めに帰すべき理由により、港湾施設を滅失又は**き損**したときは、使用者は、知事が指定する期日までに当該港湾施設を原状に回復し、関係職員の検査を受けなければならない。ただし、知事が定める損害額を賠償したときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第16条 次に掲げる港湾施設（以下「指定管理港湾施設」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体

であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(1)～(3) (略)

第17条・第18条 (略)

(指定管理者の指定)

第19条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切に指定管理港湾施設の管理を行うことができると認めるものを候補者として_____選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。

(4) (略)

第20条～第22条 (略)

(使用時間)

第23条 宜野湾港マリーナ及び与那原マリーナの使用時間は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

第24条～第29条 (略)

第30条 (略)

であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(1) 宜野湾港マリーナ

(2) 与那原マリーナ

(3) 西原・与那原マリンパーク

第17条・第18条 (略)

(指定管理者の指定)

第19条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切に指定管理港湾施設の管理を行うことができると認めるものを候補者として指定管理港湾施設ごとに選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。

(2) 事業計画書等の内容が、指定管理港湾施設の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理港湾施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

第20条～第22条 (略)

(使用時間)

第23条 宜野湾港マリーナ及び与那原マリーナの使用時間は、次の掲げる_____とおりにする。

(1) 4月1日から10月31日までの期間 午前8時から午後6時30分まで

(2) 前号の期間以外の期間 午前9時から午後5時まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、前項の使用時間を臨時に変更することができる。

第24条～第29条 (略)

(権利の譲渡等の禁止等)

第30条 第11条から第15条までの規定は、利用者について適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄

第11条	使用者	第26条第1項の利用者（以下「利用者」という。）
	港湾施設	西原・与那原マリパークの港湾施設
	使用する	利用する
第12条第1項	使用者	利用者
	第7条第1項	第26条第1項
	港湾施設	西原・与那原マリパークの港湾施設
第12条第2項	前項	第30条の規定により読み替えて適用される前項
	知事	指定管理者
第13条の見出し	使用許可	利用許可
第13条第1項各号列記以外の部分	知事	指定管理者
	使用者	利用者
	使用の許可	利用の許可
	使用の制限	利用の制限
	使用場所	利用場所
第13条第1項第1号	知事	指定管理者
第13条第1項第2号	使用料	利用料金

に掲げる字句に読み替えるものとする。

第11条	使用者	第26条第1項の利用者（以下「利用者」という。）
	港湾施設	西原・与那原マリパークの港湾施設
	使用する	利用する
第12条第1項	使用者	利用者
	第7条第1項	第26条第1項
	港湾施設	西原・与那原マリパークの港湾施設
第12条第2項	前項	第30条の規定により読み替えて適用される前項
	知事	指定管理者
第13条の見出し	使用許可	利用許可
第13条第1項各号列記以外の部分	知事	指定管理者
	使用者	利用者
	使用の許可	利用の許可
	使用の制限	利用の制限
	使用場所	利用場所
第13条第1項第1号	知事	指定管理者
第13条第1項第2号	使用料	利用料金

第13条第2項各号列記以外の部分	知事	指定管理者
	使用者	利用者
	前項	第30条の規定により読み替えて適用される前項
第13条第2項第1号及び第2号	港湾施設	西原・与那原マリパークの港湾施設
第14条	使用者	利用者
	港湾施設の使用を <u>終わった</u> とき	西原・与那原マリパークの港湾施設の利用を <u>終わった</u> とき
	前条	第30条の規定により読み替えて適用される前条
第15条	使用者	利用者
	港湾施設	西原・与那原マリパークの港湾施設

第4章 事務処理の特例

第31条 この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次の表の左欄に掲げる港湾又は港湾施設に係る同表の右欄に掲げるものは、地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、それぞれ当該港湾又は港湾施設の所在市町村が処理することとする。

第13条第2項各号列記以外の部分	知事	指定管理者
	使用者	利用者
	前項	第30条の規定により読み替えて適用される前項
第13条第2項第1号及び第2号	港湾施設	西原・与那原マリパークの港湾施設
第14条	使用者	利用者
	港湾施設の使用を <u>終わった</u> とき	西原・与那原マリパークの港湾施設の利用を <u>終わった</u> とき
	前条	第30条の規定により読み替えて適用される前条
第15条	使用者	利用者
	港湾施設	西原・与那原マリパークの港湾施設

第4章 事務処理の特例

第31条 この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、別表第7の左欄に掲げる港湾又は港湾施設（それぞれ同表の右欄に掲げる市町村の区域内に存する港湾施設に限る。以下この条において同じ。）に係る次に掲げるもの（本部港（渡久地地区及び本部地区に係る部分に限る。）及び運天港以外の港湾又は港湾施設については、第1号から第4号まで及び第13号に掲げる事務に限る。）は、地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

- (1) 第3条第6号から第10号までに掲げる行為の許可に関する事務
- (2) 第4条に規定する港湾施設の使用の禁止又は制限に関する事務
- (3) 第5条に規定する放置物件の除去命令に関する事務
- (4) 第5条の2に規定する船舶に対する移動命令等に関する事務

- (5) 第5条の3に規定する関係書類の提示に関する事務
- (6) 第6条の入港届又は出港届の受理に関する事務
- (7) 第6条の2の規定による港内営業の届出の受理に関する事務
- (8) 第7条に規定する港湾施設（港湾施設用地、旅客施設及び事務所を除く。）の使用許可に関する事務
- (9) 第8条に規定する使用料（港湾施設用地、旅客施設及び事務所に係る使用料を除く。）の徴収に関する事務
- (10) 第12条第2項の規定による権利義務の承継の届出の受理に関する事務
- (11) 第13条に規定する使用許可の取消し等に関する事務
- (12) 第14条に規定する原状回復の検査等に関する事務
- (13) 前各号に掲げるもののほか、この条例の施行のための規則に基づく事務であつて、別に規則で定めるもの

港湾又は港湾施設	事務
前泊港 野甫港 仲田港 内花港 奥港 古宇利港 伊江港 本部町に所在する水納港 本部港（浜崎地区及び瀬底地区） 金武湾港（金武地区、並里地区、伊芸地区及び屋嘉地区） 金武湾港（石川地区、天願地区、屋慶名地区、平安座南地区、宮城地区、伊計地区、浜地区及び比嘉地区） 中城湾港（津堅地区及びアギ浜地区） 中城湾港（熱田地区） 中城湾港（西原与那原地区（西原町の区域内に所在する西原・与那原マリパーク以外の港湾施設）） 中城湾港（馬天地区、仲伊保地区及び安座真地区） 徳仁港 兼城港 栗国港 渡嘉敷港 座間味港 安護の浦港 慶留間港 北大東港 南大東港 来間・前浜港 長山港 多良間港 多良間村に所在する水納港 白浜港 上地港 竹富東港 黒島港 小浜港 鳩間港 船浦港 仲間港 船浮港 祖納港	<ul style="list-style-type: none"> 1 第3条第6号から第10号までに掲げる行為の許可に関する事務 2 第4条に規定する港湾施設の使用の禁止又は制限に関する事務 3 第5条に規定する放置物件の除去命令に関する事務 4 第5条の2に規定する船舶に対する移動命令等に関する事務 5 1から4までに掲げるもののほか、この条例の施行のための規則に基づく事務であつて、別に規則で定めるもの

2 この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (新設)

は、地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、運天港にあっては今帰仁村が、本部港（渡久地地区及び本部地区に限り、本部港立体駐車場を除く。）にあっては本部町が処理することとする。

- (1) 第3条第6号から第10号までに掲げる行為の許可に関する事務
- (2) 第4条に規定する港湾施設の使用の禁止又は制限に関する事務
- (3) 第5条に規定する放置物件の除去命令に関する事務
- (4) 第5条の2に規定する船舶に対する移動命令等に関する事務
- (5) 第5条の3に規定する関係書類の提示に関する事務
- (6) 第6条の入港届又は出港届の受理に関する事務
- (7) 第6条の2の規定による港内営業の届出の受理に関する事務
- (8) 第7条に規定する港湾施設（港湾施設用地、旅客施設及び事務所を除く。）の使用許可に関する事務
- (9) 第8条に規定する使用料（港湾施設用地、旅客施設及び事務所に係る使用料を除く。）の徴収に関する事務
- (10) 第12条第2項の規定による権利義務の承継の届出の受理に関する事務
- (11) 第13条に規定する使用許可の取消し等に関する事務
- (12) 第14条に規定する原状回復の検査等に関する事務
- (13) 前各号に掲げるもののほか、この条例の施行のための規則に基づく事務であつて、別に規則で定めるもの

3 この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、本部港（本部港 (新設)

立体駐車場に限る。）に係る次に掲げるものは、地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、伊江村が処理することとする。

- (1) 第3条第10号に規定する行為の許可に関する事務
- (2) 第4条に規定する港湾施設の使用の禁止又は制限に関する事務
- (3) 第5条に規定する放置物件の除去命令に関する事務
- (4) 第7条に規定する港湾施設の使用許可に関する事務
- (5) 第8条に規定する使用料の徴収に関する事務
- (6) 第12条第2項の規定による権利義務の承継の届出の受理に関する事務

- (7) 第13条に規定する使用許可の取消し等に関する事務
- (8) 第14条に規定する原状回復の検査等に関する事務
- (9) 前各号に掲げるもののほか、この条例の施行のための規則に基づく事務であつて、別に規則で定めるもの

第32条～第35条 (略)

別表第1 (第2条の2関係)

港湾名	所在地
座間味港	座間味村
<u>安護の浦港</u>	座間味村
慶留間港	座間味村

別表第2 (第8条関係)

宜野湾港マリーナ及び与那原マリーナ以外の港湾施設の使用料

種別	区分	単位	使用料
移動式荷役機械使用料		1時間につき	27,800円
<u>本部港立体駐車場使用料</u>	<u>普通駐車(普通自動車に限る。)</u>	<u>1台1時間につき</u>	<u>100円(使用時間が6時間を超え24時間までの場合にあつては、70円)</u>

第32条～第35条 (略)

別表第1 (第2条の2関係)

港湾名	所在地
座間味港	座間味村
<u>阿護の浦港</u>	座間味村
慶留間港	座間味村

別表第2 (第8条関係)

宜野湾港マリーナ及び与那原マリーナ以外の港湾施設の使用料

種別	区分	単位	使用料
移動式荷役機械使用料		1時間につき	27,800円
(新設)			

定期駐車券による駐車 (普通自動車に限 る。)	1台1月につき	3,100円
-------------------------------	---------	--------

備考

1～8 (略)

9 「普通自動車」とは、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)に規定する普通自動車をいう。

10 本部港立体駐車場の使用時間が24時間を超える場合にあっては、24時間ごとにこの表に掲げる本部港立体駐車場使用料(普通駐車に限る。)の額を算出し、これらの額を合算した額とする。

別表第3 (第8条の2関係)

占用料

種別		単位	金額
鉄塔		占用面積1平方メートル 1年につき	700円
ひ管等埋架設物(開きよ水路を含む。)	直径30センチメートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	60円
	直径30センチメートル以上1メートル未満のもの		200円
	直径1メートル以上のもの		300円
通路、通路橋		占用面積1平方メートル 1年につき	60円

--	--	--	--

備考

1～8 (略)

(新設)

(新設)

別表第3 (第8条の2関係)

占用料

種別		単位	使用料
鉄塔		占用面積1平方メートル 1年につき	700円
ひ管等埋架設物(開きよ水路を含む。)	直径30センチメートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	60円
	直径30センチメートル以上1メートル未満のもの		200円
	直径1メートル以上のもの		300円
通路、通路橋		占用面積1平方メートル 1年につき	60円

別表第4 (略)

別表第5 (第24条関係)

1～5 (略)

備考

1～4 (略)

5 「原動機付自転車」、「自動二輪車」及び「普通自動車」とは、道路交通法施行規則_____に規定する原動機付自転車、自動二輪車及び普通自動車をいう。

別表第6 (略)

(削る。)

別表第4 (略)

別表第5 (第24条関係)

1～5 (略)

備考

1～4 (略)

5 「原動機付自転車」、「自動二輪車」及び「普通自動車」とは、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)に規定する原動機付自転車、自動二輪車及び普通自動車をいう。

別表第6 (略)

別表第7 (第31条関係)

<u>奥港</u>	<u>国頭村</u>
<u>水納港 本部港</u>	<u>本部町</u>
<u>運天港 古宇利港</u>	<u>今帰仁村</u>
<u>前泊港 野甫港</u>	<u>伊平屋村</u>
<u>仲田港 内花港</u>	<u>伊是名村</u>
<u>伊江港</u>	<u>伊江村</u>
<u>金武湾港 (金武地区、並里地区、伊芸地区、屋嘉地区)</u>	<u>金武町</u>
<u>金武湾港 (石川地区、天願地区、屋慶名地区、平安座南地区、宮城地区、伊計地区、浜地区、比嘉地区) 中城湾港 (津堅地区、アギ浜地区)</u>	<u>うるま市</u>
<u>中城湾港 (熱田地区)</u>	<u>北中城村</u>
<u>中城湾港 (西原与那原地区)のうち、与那原マリーナ及び西原・与那原マリパーク以外の港湾施設</u>	<u>西原町</u>
<u>中城湾港 (馬天地区、仲伊保地区、安座真地区) 徳仁港</u>	<u>南城市</u>

<u>兼城港</u>	<u>久米島町</u>
<u>粟国港</u>	<u>粟国村</u>
<u>渡嘉敷港</u>	<u>渡嘉敷村</u>
<u>座間味港 安護の浦港 慶留間港</u>	<u>座間味村</u>
<u>北大東港</u>	<u>北大東村</u>
<u>南大東港</u>	<u>南大東村</u>
<u>来間・前浜港 長山港</u>	<u>宮古島市</u>
<u>多良間港 水納港</u>	<u>多良間村</u>
<u>白浜港 上地港 竹富東港 黒島港 小浜港 鳩間港 船 浦港 仲間港 船浮港</u>	<u>竹富町</u>
<u>祖納港</u>	<u>与那国町</u>

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。